

奈良地方裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成30年3月7日（水）午後1時10分から午後2時50分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地裁委員）川井徳子，匠原成和，高見武志，藤井茂久，中川直子，谷口宗男，
太田玲子，小西義博，木太伸広

（事務局等）地裁 宇田裁判官，角間民事首席書記官，大國刑事首席書記官，三
好刑事訟廷管理官，荒谷地裁事務局長，藤本地裁事務局次
長，西地裁総務課長，横山地裁総務課課長補佐，松永文書係
長，吉岡文書係員

家裁 藤原家裁事務局長

4 議事（□：委員長，○：委員，●：事務局等）

- (1) 所長挨拶
- (2) 新委員紹介・挨拶
- (3) 前回テーマの事後報告
- (4) 意見交換

テーマ「裁判員候補者や裁判員が裁判員裁判に参加しやすいための環境整備について」

（裁判所から「裁判員候補者や裁判員が裁判員裁判に参加しやすいための環境整備」についての基本説明をした上で，意見交換を行った。）

○ 実際に，奈良地裁で候補者になられて辞退する方はどういった理由が多いのか。また，奈良地裁で実際に参加された方の評価は「良かった」とする感想が9割ということだったが，実際どういった感想を言っておられるのか。こういうのが大変だったとか，あるいは奈良地裁として現場で実感することはあるのか。

● 辞退理由は，年齢を理由にされる方，お仕事を理由にされる方，学生の方と様々なものがあるが，一番目立つのはお仕事を理由にするものである。それに次いで，介護などもあるように思われる。

○ 実際に裁判員裁判をして良かったとか大変だったとか，特に印象的だった意見はあるか。

● 奈良地裁では，今年2月23日に裁判員経験者の意見交換会を実施した。その会の参加者の方々からいただいた感想のうち，「参加するまでは不安もあったが，実際に参加してみるととても良い経験になった。」「裁判員裁判に参加するまでは，刑事事件というものが自分には関係のないことだと思っていたが，裁判に最初から最後まで携わることで，身近に感じられるようになり，その後は刑事事件の報道等にも関心を抱くようになった。」といった

ものがある。意見としては、「裁判員制度という名前は知られているが、具体的にどういふことをするのか分からなかったので、裁判員裁判を経験してみても良かった。」というものが多くあることをも含め、まだまだ世間には知られていないということから、裁判所から積極的に広報活動を行ってアピールすべきだとするものがあった。また、公務員の場合は、上司からいい経験になるからと積極的に送り出してもらえるが、民間勤めの方であれば、なかなかそうはいかないということで、快く送り出してもらえよう職場側の理解を得られるような何らかの働きかけが必要ではないかとの意見もあった。さらに、職場での仕事のスケジュール調整の負担が大きいことから、選任手続の日と公判までの間隔を空けてほしいとの意見もあった。

- 裁判の仕組みがよく理解できたという意見は、確かにあると思うが、その他に何が良かったのかという点についても、答えて欲しい。
- 先日の意見交換会で出たものではなく、日頃裁判員の方々と話をする中で、人の一生を左右する重い刑事事件に関わり、裁判の仕組み等を理解することができたので、関わった以外の事件について関心を持つようになったという感想が多く、また評議で議論することによって、自分の意見以外にも色々なものの考え方があって、意見交換を通じて自然と結論に収められていくことで、勉強になったという意見も多くあった。被告人、被害者それぞれに色々な事情があり、社会の一端に触れることによって、視野が広がったという感想もあった。
- 裁判員裁判の日程が4～8日間までの幅があるということについて、例えば数日間は大丈夫だが途中あたりに一回だけどうしても抜けなければならない日がある場合には、あらかじめ辞退という形にした方がいいのか、あるいはその日だけを休むということは可能なのか。
- 一日でも都合の悪い日がある場合には、辞退の申出をしていただくことになる。裁判員に選ばれると、連日の法廷での審理に全て参加した上で最後の判断をすることになるので、裁判員裁判は全日程参加していただけることが大前提の制度である。
- 人の人生を左右する事件に関わることができて良かったという趣旨の意見について、人の人生を左右する事件に関わることが怖い、不安だという意見を聴くことが多いので、むしろ真逆の意見を聴いて正直驚いたがそういう声があるなら、もっと前面に出すというのも良いのではないかと思う。
- 選任手続と公判の日が連続しているということについて、会社員の場合、休暇を取得すれば、その間は別の者が対応するようスケジュールを立てるが、もし選任手続で裁判員に選ばれなかった場合には、仕事に戻ることが考えられるので、やはり選任手続と公判の日をあけておいた方が良く個人的には感じる。
- 運営面での配慮で、選任手続と公判の日を同日にスタートすべきか、日にちを空けた方が良いのかという点については、裁判所にとって悩ましく思っ

ているところである。委員の意見は、日にちを空けた方がいいということか。

- ある程度段取りしないと選任手続に参加することは難しい一方で、実際には裁判員に選ばれない確率も高いので、段取りが難しくなると思う。
- 各職場での休暇の取り方にもよるのかもしれないが、まず選任手続の日の休暇をとり、裁判員に選ばれたらその後の段取りをするという方も多いのではないか。
- 自分の会社で考えるなら、選任手続前に、場合によっては8日間休みますというのはなかなか難しいと改めて思う。一日休んで、選任手続に参加し、その後2、3週間後に裁判員に選ばれたので8日間休みますというのであれば何とかかなと思う。
- 選任期日と公判の日をそのように空けられるか。
- 現在は、空けるとしても、段取りのためだけなので、翌日あるいは一週間後にしていることが多い。そんなに間隔を空けられない理由は、間隔が空けば空けるほど事情が変わったということになってしまうことがあるためである。
- 例えば、金曜日に選任手続を行い、月曜日から公判だとか、あるいは水曜日に選任手続を行い、木曜から公判を始めるのが比較的多いように感じられる。空けられたとしても、2日ぐらいというイメージだが、委員の皆様は、それだときついなという感想をお持ちか。
- 現状では、選任期日に参加する段階で決まっている裁判の日を段取りできる人しか参加できないということであり、逆に段取りができていても、裁判員に選ばれない場合もあるという形をとっているのか。段取りしたのにもかかわらず、どうなるか分からないというのは仕事との関係で微妙な部分ではないか。
- 自分が担当する仕事がある一方で、裁判所に行かなければならないということで、その調整をするのであれば、やはり数日間はかかると思われるので、そう考えると、現在の事前質問票による辞退はむしろ少ないのではないかと思う。
- 仕事との折り合いを考慮すれば、企業の方にとっては大変だということとは十分理解できるが、一旦選んで何日か後に事情が変わったとなってしまうと、またもう一度やり直す必要があるのでは、そういうリスクを考えるとやはりぎりぎり数日間しかとれないというのが現実である。
- 平均的に5日間とすれば、事前に5日間休みを取るとして、裁判員候補者として選任手続に参加して裁判員に選ばれるか否かというよりは、「裁判員になってください。」と言った後に「だめですよ。」とするのと同じではないかと感じる。休暇を取って、裁判員候補者として出席して選ばれなかったら、その間どう仕事に戻るのかというところがある。
- 一度自分の会社に、裁判員裁判のお話をするために来ていただいたことがあった。その際に思ったのは、ドライバーの人が裁判員になったときに、

連続して5日休暇を取るということになると、代わりに誰かが行かないといけな

- 裁判員候補者として選任手続に参加するとなれば、その後の日程もきちんと確保してから臨むことになると思うが、いざ全てを手配して、選ばれなかったら、意味がないと思う。なにも、裁判員候補者という不安定な立場に置かなくてもいいんじゃないかと思う。
- 病院の場合、外来患者、病棟患者等全部診なければいけないので、医師が1人抜けるとするのは大変なことである。しかし、お聞きしている話では、色んな影響がある場合には、辞退して良いということなので、病院関係特に医師という立場であれば、辞退せざるを得ないのではと思う。それと、当日欠席の方は自分から辞退した方と同等に扱われるのか聞きたい。何かペナルティはあるのか。
- 黙って来ない方は、実際は裁判員にも選ばれない。そういう意味では、本人の意識に依っている制度であると言える。
- 色々な人達の代表を集めて行うのが、本来の裁判員裁判の目的だと思うが、実際には忙しくて都合のつかない人は省かれていくので、最終的には、都合がつけられて、メンタル的に強い人が選ばれて裁判員裁判を行っておられるように感じるが、その点はどうか。
- 御指摘のとおり、全領域をカバーしているのかということ、そうではないかもしれない。どういう方に参加していただけているのかということについては、先程のデータのとおりだが、忙しい方はなかなか来ていただけないと思う。仕事との折り合いをどうつけて裁判員裁判に参加していただくのか、実際の日程の組み方の中で、今の意見を参考にさせていただきたいと思う。

次に配慮についてお話を伺いたい。先程は、精神的な不安や負担に対する配慮ということで、いくつかお話をさせていただいたが、刺激が強いものはつらいという方も現実におられる。この問題は全国的に見られることだと思われるが、他にも裁判員裁判の期間中には裁判のことを一生懸命に考えているということも、おそらく精神的な負担の中に入ってくるものだと思われる。基本説明を聴いて、意見等あれば伺いたい。あるいは安全対策面についてでも構わない。安全対策というのはやはり、お礼参りが怖いとか、奈良の方が選ばれて奈良の事件をしたときに、将来その人とどこかで顔を合わすのではないかという不安もあるというのが、先日の裁判員経験者の意見にあった。それを本人ではなく親族や奥様が心配しているということもあった。この点については、本人が素性を明かさない、あるいは裁判のときに関係者とは会わないような動線を用意しておくという風に対応しているところだが、法廷では被告人は裁判員の顔を見ている。実際に裁判員になった方のそういった面では、精神的な不安にも関係してくると思われるので、意見等伺いたい。

- 被告人と裁判員との間で何らかの接点があるような人が選ばれるといっ

たことがないような工夫はしているのか。安全面だけでなく、裁判の中立性といった観点からも大きな問題になるのではないかと思われるので聞きたい。

- 個別質問，事前質問票等で，そういった事情をお聞きした上で，こちらが裁判員になるのには適していないと判断した場合には，辞退していただくという配慮は行っている。
- 精神面での話だが，裁判で使用される写真等について，本人が対応できない場合に，カラーを白黒にしたり，イラストに変えてみたりといった配慮は行われているのか，その場合，他の裁判員は現物を見ておられるのか。
- 裁判員等全員に対し，そのような配慮を行っている。
- 裁判員によって異なったものを見ていれば，裁判の中立性に反する可能性も考えられるので，そのような配慮は絶対必要だと思う。また，長時間物事を考えておられるというところがあったが，1時間ごとに休憩をとればいいのではないか。現在，休憩はどれくらいとっているのか。休憩時間中はリラックスできる状態なのか。
- 移動時間込みで，1時間につき15分位の休憩で，休憩時間中はリラックスしていただくようお願いしている。
- 自分が慣れていない分野で集中的に1時間取り組むのは，相当なストレスだと思われるが，配慮の点につき，裁判員経験者の方々が座談会でどんな意見を発言されていたのか。集中的な審理は厳しいという意見は出なかったか。
- 実際に来られた方からは，特にない。
- ポイントは2つあると思われる。1つは，社会の中で初めから参加したくないのか，また，裁判員裁判の意義を理解いただけていないという問題をどう改善するのかという点，もう1つは，出席率を高めるために企業に理解を求めるといった点など。自分の会社の事例を基に言えば，裁判員裁判に参加された方に，参加して良かった点などの意見を集約してレポートを作成し，全く呼び出されていない方も含めた名簿に載っている方々全員に，簡単な広報をすれば良いのではと思う。会社に対しては，商工会議所などを通じて，社員に選任手続のお知らせが届いたときなどにどのような休暇の渡し方をするのかということを経営者の方々に御説明いただいた上で，実際そういった対応をした会社に対しては，バッチを渡すなど，商工会議所を通じての表彰制度をとられてはどうか。
- 今いただいた意見をまとめると，裁判員経験者の感想を集約した広報誌を準備し，国民の皆様の意識向上に繋げたらどうかということで，それに加えて，企業側のバックアップ体制のような制度ができないか，その際に商工会議所を通じてはどうかということだが，他の委員の方々はどうお考えか。
- そのポイント2点は的を射ているように思われる。高い比率でいただいた感想の「経験して良かった。」ということをアピールするとか，奈良地

裁で裁判員になられた方の年齢層や主婦も含めた職業等の情報を公開して、自分が専門家や法律家でないことを不安に思われている方に、「自分でも参加できるのではないか。」と安心してもらえるような状況にするもの良いかと思われる。あと、市役所であれば、「市民だより」なり、「県民だより」なり、そういうものがあると思われるが、裁判所の広報活動には、どんなものがあるのか。

- 広報活動は、先程パワーポイントで紹介させていただいたとおりである。奈良でどんな人が実際に裁判員に参加して、どんな感想を持っているのか、について集約したものができるのか、ということだが、実際にどうか。
- 任意ではあるが、アンケートという形で、裁判員経験者の感想を集めさせていただいている。そして、そのアンケートには、例えば、主婦なのかお勤めなのか学生なのかといった内容も含まれている。ただし、そのアンケート結果を分析して、何らかの形で広報に使用するというところまでは至っていない。
- 基礎資料があるのならば、何らかの形で広報に使用してはどうか、という意見があるがどうか。また、現在行っている広報は何があるのか具体的に説明していただきたい。
- 裁判所の主な広報は年に三度あり、だいたい5月の憲法記念日のあたりで「憲法週間行事」を行い、8月ぐらいの子どもさんの夏休みの時期に、保護者同行の条件でお子様に来ていただいて、刑事の模擬裁判で子どもたち自身に裁判官役や検察官役を体験していただき、判決まで決めていくといった模擬裁判手続行事を行っている。また、10月頃には法の日週間というのがあり、そのときにもテーマを決めて広報活動を行っている。憲法週間行事や法の日週間行事については、裁判所の刑事だけでなく、民事や家裁も含めたテーマで行事を行っている。今年度の秋は、家裁の後見関係のイベントを行った。また、来年の春には、裁判所のことをよく知っていただくという目的から、裁判所全体を見学していただくようなツアーとしての広報活動を行う予定である。本日、委員の方の中でも、初めて裁判所に来られたという方がおられたが、一般の方でも裁判員で初めて裁判所に来られる方もいらっしゃるため、親しみを持っていただくことも大きなポイントだと思われる。昨年度の「憲法週間行事」では、裁判員の模擬選任手続を広報行事で行った。他には、裁判所のホームページにも掲載しているが、裁判員裁判期日を御紹介させていただいたり、法廷見学会なども受け付けているところである。
- 毎回裁判員のことを内容にしているというわけではないが、広報一般の話であれば、そういった行事が挙げられる。また、出前講義といい、裁判官が色んなところへ出かけて行き、裁判員裁判についてお話をさせていただいているが、企業側のやりくりの問題、バックアップ体制の問題について、企業と裁判所との間で意見交換をした方がいいという趣旨の意見等を聴かせていただいた。他に、もう少しこうした方がいいのではないかという意

見はあるか。

- 先程話のあった、二つのポイントは大きいと感じる。仕事のやりくり面は問題の一つだが、そもそも裁判員制度に参加する意義がいかに大事なのかということを知ってもらう必要があると思われる。その理解を得ることができれば、仕事のやりくりができる範囲で、積極的に参加いただけるはずだが、そもそもその裁判員裁判に参加する意義の大切さなどの理解がないので、どこまで仕事を犠牲にするのかという話になってしまうと思う。制度上いけないということではないとしても、現状として、職場あるいは家庭から裁判員を送り出しても、戻ってきてから経験したことの内容を言うてはいけなくなっているということをよく耳にする。アメリカの学生であれば、参加した人が仲間内で色々議論を交わし、広まっていくということも耳にする。通常であれば、身近な人が参加すれば、それを周りの人が聞いて、じわじわ周知されていくはずであるのに、そもそも周りの人に話すということがないので、日本の裁判員裁判ではそういった周知のされ方はいえないと思われる。また、守秘義務について、「これは言っていないけど、他は全部言っていない。」というのが今の体制だが、「これは守ってほしいけど、後は言ってもいい。」というように、もう少し緩和してもいいのではないか。一地裁が判断できるようなことではないように思われるが、将来的に本当に身近にしていくのであれば、職場の理解を得るためにもそういったところを考える必要もあるのでは。
- 最初、裁判員裁判が始まった頃は、色々な形でこの制度について御紹介する機会があったが、最近はそういう機会がなくなってきたと感じる。また、最初の頃は選ばれたら絶対に辞退できないような印象が非常に強かったが、近年では色々な条件を言えば辞退できるという話も広がっているように思う。この点は、いい面でありながらも、一方でそれによって辞退が増えてしまうきっかけにもなっているように感じる。一応きちんとした理由がないと、辞退はできませんということだと思うが、辞退が減るかどうかはやはり最終的には御本人の気持ちの問題であったり、職場の問題というところにはなってくるのではないかと思う。そういう意味でも、色んなところで、良いところを紹介するのはいいと思われる。
- 大変貴重な意見、御指摘をいただいたので、できるところから対応していきたいと思う。裁判員裁判の意義をもっと裁判所が発信するという点や、働く人の立場をバックアップすべきという点について、今後も引き続き意見いただきたいと思う。
- 安全に関する話について、裁判中、衝立てをたてるケースが全国的に非常に多いようだが、それは少し過剰ではないかという話もある。あれを傍聴人が見れば、おどろおどろしく見え、裁判員のイメージが決して良くはないのではないかと思う。また、公判前整理手続で、一年も経ってしまうと、その事件のことを忘れてしまうという意見も耳にしたので、参考に。

- 公判前整理手続の迅速化については、法曹三者で検討が必要だと思っているところである。